明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令（総務一〇一）　一

〔告　示〕

○予算科目に係る補助金のうち補助事業者が市町村であるものの交付に関する事務を都道府県の知事が行うこととした件（総務四五八）　一
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務を消防庁長官に委任した件（同四五九）　二
○原戸籍の一部が滅失した件（法務五〇九～五一一）　二
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件（同五一二）　二
○日本国に帰化を許可する件（同五一三）　三
○薬事法施行規則第十二条第一項の登録事項の変更についての届出があった旨を公示する件（厚生労働五八三）　三
○株式会社農林漁業成長産業化支援機構支援基準（農林水産二五五六）　三
○保安林の指定をする件（同二五五七～二五五九）　五
○保安林の指定を解除する件（同二五六〇）　五
○保安林の指定施業要件を変更する件（同二五六一）　五
○保安施設地区の指定をする件（同二五六二）　六
○土地区画整理事業の施行規程及び事業計画の変更を認可した件（国土交通一四二二）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件（同一四二三）　七
○自動車の型式を指定した件（同一四二四、一四二五）　七
○自動車の装置の型式を指定した件（同一四二六～一四三一）　八
○指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加した件（同一四三二～一四三五）　九
○自動車の装置の型式についての指定を取り消した件（同一四三六～一四三八）　九

〔人事異動〕

法務省　財務省　九

〔叙位・叙勲〕　九

〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕

官庁事項　一〇

社会保障制度改革国民会議公示（社会保障制度改革国民会議）　一〇
労　働
船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示（中部運輸局最低賃金公示二）　一〇
公　聴　会
一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（東北経済産業局）　二
〔資　料〕
閣議決定等事項　二

〔公　告〕

諸　事　項

官庁

有権者申出方、金融商品取引業者に対する行政処分、行政手続法第十五条第三項の規定、建設業の許可の取消処分関係　二
裁判所
相続、失踪、破産、免責、復権、特別清算、会社更生、再生関係　三
会社その他　三

省　令

○総務省令第百一号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十二月十一日

総務大臣　樽床　伸二

総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令

総務省所管補助金等交付規則（平成十二年総理府・郵政省・自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

別表補助金等の名称等の欄中「消防防災通信基盤整備費補助金」を「地域自主戦略交付金」に改める。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十四年度に取得した財産からこれを適用する。

告　示

○総務省告示第四百五十八号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項前段の規定に基づき、平成十二年自治省告示第百六号（予算科目に係る補助金のうち補助事業者が市町村であるものの交付に関する事務を都道府県の知事が行うこととした件）の一部を次のように改正し、平成二十四年度分の補助金等から適用する。

平成二十四年十二月十一日

総務大臣　樽床　伸二

本文中「都道府県の知事」の下に「（同表の上欄に掲げる第十七号に係る場合は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市を包括する都道府県の知事に限る。）」を加える。

表の上欄に次の一号を加える。

十七　地域自主戦略交付金